

2 学生生徒の区別・大学の学士試験合格者及び専門学校卒業者平均年齢に付内務省へ回答 [大正十二年十二月]

(注記1) 内務省発地第九号

大正十二年十二月廿八日

塚本内務次官 印

赤司文部次官殿

学生、生徒ニ関スル件

(注記2) 衆議院議員選挙法改正ニ関シ参考致度候条左ノ事項御手数ナカハラ至急御回示相煩度

一 学生、生徒ノ区別

学事法規上ノ区別又ハ貴省御取扱例

二 大学、専門学校卒業者平均年齢

若シ調査セラレタルモノナキトキハ特定ノ学校ニ付御調査相煩度

(下 札)

(加筆) 官立大学 学生

学生監ハ学生ノ取締……

東京商科大学官制並官立医科大学官制

学生ヲ教授シ……

学生監ハ学生ノ取締……

(加筆) 大学予科 生徒

帝国大学令

第十五条

大学予科ノ生徒定数ハ……

(加筆) 大学ノ専門部 生徒

東京商科大学官制並官立医科大学官制

生徒ノ教育ヲ掌ル

生徒ノ訓育ヲ掌ル

公立学校職員制 (大正六年 勅令第五号)

(加筆) 文部省直轄諸学校

同上官制

生徒 高等学校、実業専門学校、其他

中学校、高等女学校、

附属小学校

(抹消) 〔保育〕

幼児 幼稚園

(加筆) 小学校 児童 小学校令 (明治三十三年 勅令三百四十四号)

第一条 小学校ハ児童身体ノ……

(加筆) 中学校 生徒 中学校令施行規則 (明治三十四年 文部省令第三号)

第十五条ノ四

一、学生生徒ノ区別 (加筆) 〔○〕帝国大学 学生

帝国大学令 (大正八年 勅令第十二号) 第九条

学生ノ試験ニ関スル事項

各帝国大学官制中

学生ヲ教授シ……

生徒身体ノ……

生徒二課セサルコトヲ得

〔加筆〕高等女学校 生徒 高等女学校令施行規則（明治三十四年文部省令第四号）

第十六条ノ二

生徒ノ全部又ハ一部

〔加筆〕高等師範学校

女子高等師範学校 生徒

師範学校

師範教育令（明治三十年勅令三百四十六号）

生徒ノ募集

生徒教養ノ要旨

〔加筆〕公立専門学校

公立専門学校規程（明治三十六年文部省令第十三号）

生徒定員

〔加筆〕実業学校 生徒

実業学校設置廃止規則（明治三十二年文部省令第十二号）

生徒定員

〔加筆〕実業補習学校 生徒

実業補習学校規程（大正九年文部省令第三十二号）

第九条 常ニ生徒ノ体育……

東京高師入学時九年度 二〇、一一 広島高師入学時 二一、二

八々 二〇、一一 二二、三

七々 二一、六 二一、六

高等学校入学時
六々 二〇、六
五々 二〇、九
九年度 一八、一
八々 一八、三
七々 一九、二
六々 一九、四
五々 一九、四
平均 一八、一〇
大学 六、〇〇ヲ加フ
専門 四、〇〇ヲ加フ
実業専門学校
ナシ
二一、五
二一、二

帝国大学入学時

〔注記3〕
〔採道〕九年度 二一、〇
八々 二二、一一
七々 二二、八

大正十二年十二月七日

第一課長 〔赤間〕

専門学務局長 〔松浦〕

次官 〔赤司〕 参事官 〔下村〕

案

年月日

内務次官宛

学生生徒ニ関スル件

文部次官

〔注記5〕

十一月廿八日付発地第九号首題ニ関スル件御照会ノ趣了承左記
ノ通御承相成度

記

一 学生生徒ノ區別

大正八年 勅令第十二号 帝国大学令、大正六年 勅令第五号 公立学校職員制、明治二十六年 勅令第八十六号

文部省直轄学校官制、帝国大学ノ各官制、各種学校令及同附

属令〔等〕^(加筆)ニ於テハ間接的ニ学生生徒ノ名称ヲ別用シ当省ノ慣

例ニ於テモ大体大学令ニ依ル大学ノ学部^(選科生聴講 生ヲ除ク)ニ在ル

モノヲ学生ト称シ其ノ他ヲ生徒、児童又ハ幼児ト称スル取扱

ナルモ之カ區別ヲ積極的ニ直接明示スル規定無之為用語上正

確ナル區別ヲ認メ^(抹消)〔ス〕^(加筆)〔難シ〕

二 大学ノ学士試験合格者及専門学校卒業者平均年齢

大学 二四年一〇月

専門学校 二二年一〇月

(注記 1)

「文部省 大正 年11月29日 官專403号」

(注記 2)

「八」(簿冊内件名番号)

(注記 3)

「文部省 官專403号 年 月 日」

(注記 4)

「裁決定 12月27日」

(注記 5)

「記録掛 13・9・1 受領」
(注記 6)

「12月28日 発送済」

(下札)

①種別^(有原) よ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 内務省照会 一、学

生生徒ノ區別 二、大学ノ学士試験合格者及専門学校卒業者平均

年齢ノ番号 官專四〇三ノ結了年月日 大、十二、十二、二八ノ

年限 ムキノ枚数 6」

〔自大9年至大15年 学生生徒総規
第1冊〕文部省⑤ 3A.32-6,2450〕